

## 厚生労働大臣等の関与

(中期目標)〔独立行政法人通則法の規定〕

- 厚生労働大臣は、法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、法人に指示。  
※ 中期目標において、確保すべき運用利回りなどの運用目標や業務運営の効率化に関する事項を定める予定。

(評価委員会の評価)〔独立行政法人通則法の規定〕

- 厚生労働省の評価委員会は、毎年、法人の業務の実績について評価を行い、必要に応じて業務の改善等を勧告。

(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

- 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを要求。

(年金財政に与える影響の検証)

- 厚生労働大臣は、毎年度、年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証。

## 2. 年金資金運用基金の業務の廃止等

(グリーンピア)

- 平成17年度までに廃止。

(住宅融資)

- 平成18年度以降は、新規の住宅融資は行わない。独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権を承継し、管理・回収を実施。

(教育資金貸付あっせん)

- 国民生活金融公庫等からの年金被保険者に対する教育資金貸付のあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金から承継して実施。

## 3. 法人の設立日

平成18年4月1日